

地域限定保育士の一般制度化

施行日：令和7年10月1日

①制度の現状・背景

- 地域における保育人材確保のため、平成27年度に、国家戦略特別区域法に基づく特例措置として、地域限定で保育士と同様に業務を行うことを可能とする、いわゆる「地域限定保育士制度」を創設。
- 上記の制度が創設された当時は、通常の保育士試験の実施回数は年間1回だったが、その後年間2回実施の取組みが広がり、平成29年度以降は全ての都道府県において年間2回試験を実施。
- 保育人材の確保は、全国的な課題であるが、その状況には地方公共団体間に差がある。特に不足するおそれ大きい地域について、集中的に保育人材確保に取り組むことができるようにすることが必要。

②改正内容（案）

- 国家戦略特別区域法に基づく特例措置である「地域限定保育士制度」を一般制度化し、**特定の都道府県又は指定都市においてのみ保育士と同様に業務を行うことができる資格制度を児童福祉法上に創設**する。
- 都道府県又は指定都市が地域限定保育士制度を活用しようとするときは、**保育士の確保のための措置を講じてもなおその区域内において保育士が不足するおそれが特に大きいことを証する書類等を添付**して、「試験実施方法書」により内閣総理大臣に申請する。
- **内閣総理大臣は、地域限定保育士としての必要な知識及び技能を判定する試験として適当であることを確認の上、「試験実施方法書」を認定（※1）、認定を受けた都道府県等が地域限定保育士試験を実施。**
（※1）指定都市が認定を受けるためには、あらかじめ都道府県知事の同意を要することとする。
- 一般社団法人や一般財団法人に限らず、**法人一般を指定試験機関として指定できるものとする（※2）**。
（※2）一般社団（財団）法人以外に判定に関する事務を行わせる場合、内閣総理大臣の同意を要することとする。
- 地域限定保育士の登録後**3年を経過した者のうち、地域限定保育士として一定の勤務経験（※3）がある者は、申請によって、全国で働くことのできる通常の保育士の登録が受けられる**ようにする。

（※3）1年間の勤務経験とすることを想定。